

早期償還条項付・新興国債券戦略1912

愛称：ターゲット15

追加型投信 / 海外 / 債券



当ファンドは2023年7月6日に償還価格11,572円23銭で信託を終了(繰上償還)しました。

【ファンドの特色】

- ファンド・オブ・ファンズの形式により、主に投資信託証券に投資を行うことを通じて、信託財産の成長をめざして運用を行います。
- 国内籍円建て証券投資信託である「UBSエマージング・インカム債券ファンド(適格機関投資家向け)」(以下「投資先ファンド」といいます。)および親投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」を主要投資対象とします。
- 投資先ファンドを通じて、実質的に新興諸国の政府、政府機関、もしくは企業等が発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券に投資を行い、信託財産の成長をめざします。
- 基準価額(1万口当たりの基準価額とします。)がターゲット水準(11,500円※)以上となった場合には、安定運用に切り替えた後に繰上償還します。
※1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額とします。
- 投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。
- 投資先ファンドにおいて、保有している外貨建て資産については、原則として、対円で為替ヘッジ取引を行いません。
- 投資先ファンドの運用は、UBSアセット・マネジメント・グループが行います。
- 資金動向、市場動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

【基準価額・純資産総額】

基準価額	11,576円
純資産総額	約11.5億円

* 基準価額は1万口当たりとなっています。

【基準価額騰落率】

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
3.13%	7.15%	9.93%	9.85%	19.95%	—	15.76%

* 運用実績を算出する基準価額は、信託報酬控除後、分配金再投資基準価額です。
* 設定来はファンド設定日(2019年12月20日)からの騰落率を示しています。

【分配金実績】* 1万口当たり、課税前

支払分配金 (直近5期分)	決算日	分配金
	2020年12月21日	0円
	2021年12月20日	0円
	2022年12月20日	0円
	---	---
---	---	

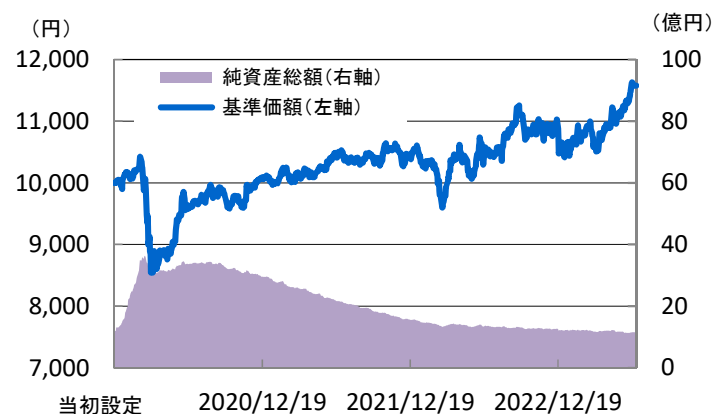
設定日からの分配金累計額	0円
--------------	----

- * 分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- * 分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- * 分配金が支払われた場合、その一部またはすべてが元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

【決算日】年1回(毎年12月20日)

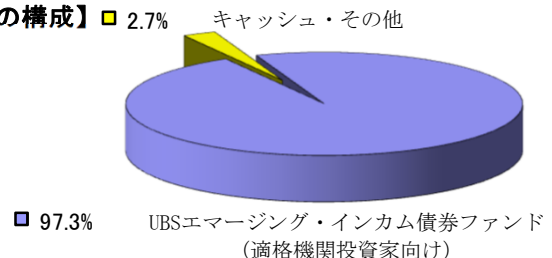
(当該日が休業日の場合は翌営業日)

【基準価額・純資産総額の推移】



- * 基準価額は、信託報酬控除後の値です。
- * 投資先ファンドの運用管理費用を含めた実質的な信託報酬率は、純資産総額に対して年率1.848%(税込)となります。詳細は、【お申込みメモ】の【信託財産で間接的にご負担いただく費用】の項目をご覧ください。
- * 分配金再投資基準価額とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものです。
- * 上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

【資産の構成】



- ※ キャッシュ・その他には、新生 ショートターム・マザーファンド 0.009%を含みます。
- ※ 投資先ファンドであるUBSエマージング・インカム債券ファンド(適格機関投資家向け)は、繰上償還に向けて保有有価証券を売却したことで、2023年6月30日時点においてはキャッシュ・その他の組入れが100%となっています。
- * 上記の比率は、当ファンドの純資産総額をもとに算出した値です。
- * 四捨五入の関係で、各配分の合計が100%にならない場合や配分の合算が合計と一致しない場合があります。

* 上記のグラフおよび数値は、過去の実績を示したものであり、将来の動向や当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が情報提供を目的として作成したもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託の運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等、売却時には信託財産留保額がかかります。

早期償還条項付・新興国債券戦略1912

愛称： **ターゲット15**

追加型投信 / 海外 / 債券



【投資リスク】 くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

《主な基準価額の変動要因》

1. 価格変動リスク

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

2. 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

3. カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドが投資する投資先ファンドは、ファミリーファンド方式で運用が行われます。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がある一方で、マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等が行われる場合には、当ファンドが投資する投資先ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消することがありますのでご注意ください。
- 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が情報提供を目的として作成したもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクも)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託の運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等、売却時には信託財産留保額がかかります。

早期償還条項付・新興国債券戦略1912

愛称： **ターゲット15**

追加型投信 / 海外 / 債券



【お申込みメモ】

※ 当ファンドは現在購入申込の取り扱いは行っていません。

ファンド名	早期償還条項付・新興国債券戦略1912 【愛称】ターゲット15
商品分類	追加型投信／海外／債券
当初設定日	2019年12月20日
信託期間	原則として、2024年12月20日までとします。
決算日	原則として、毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ※ 継続申込期間(2019年12月20日～2020年2月28日)に基準価額が10,700円を超えた場合は、原則として、翌々営業日の午後3時以降の申込の受け付けを停止します。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれか(半休日を含む)に該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行休業日 ・ その他委託会社が定める日 ・ ロンドン証券取引所の休業日 ・ ロンドンの銀行休業日
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込 受付の中止及び 取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
繰上償還	基準価額がターゲット水準(11,500円※)以上となった場合、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ※ 1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額とします。 また、次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※ 分配金を受け取る「一般コース」のみのお取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
運用報告書	毎年12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が情報提供を目的として作成したもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託の運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等、売却時には信託財産留保額がかかります。

早期償還条項付・新興国債券戦略1912

愛称：**ターゲット15**

追加型投信 / 海外 / 債券



【お申込みメモ】

※ 当ファンドは現在購入申込の取り扱いは行っていません。

お客さまには、以下の費用をご負担いただきます。

【直接的にご負担いただく費用】

購入時手数料	購入価額に3.3% (税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	かかりません。	

【信託財産で間接的にご負担いただく費用】

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用 管理費用・年率 (信託報酬)	1.133% (1.03%)	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末(休業日の場合は翌営業日)または信託終了の時にファンドから支払われます。
	委託会社	0.385% (0.35%)	委託した資金の運用の対価です。
	販売会社	0.715% (0.65%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	受託会社	0.033% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする 投資信託証券・年率	0.715% (0.65%)	投資先ファンドにおける運用報酬、財産の管理、運用指図等の対価です。
実質的な負担・年率		1.848% (1.68%)	

その他の費用 ・手数料	当ファンド		
	財務諸表監査に関する費用		監査に係る手数料等(年額682,000円(税込))です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
	信託事務の処理に要する諸費用等		法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。
	投資先ファンド		
	諸費用		監査法人等に支払うファンド監査に係る費用、法定開示書類作成の際に業者に支払う印刷費用等です。純資産総額に対して上限年率0.10%として、日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
	売買委託手数料		有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料です。
	保管費用		海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用です。

* 「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が情報提供を目的として作成したもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託の運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等、売却時には信託財産留保額がかかります。

早期償還条項付・新興国債券戦略1912

愛称：ターゲット15

追加型投信 / 海外 / 債券



【委託会社、その他関係法人】

◎ 委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社(設定・運用等)
 登録番号金融商品取引業者関東財務局長(金商)第311号
 加入協会一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

◎ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)

◎ 販売会社

(2023年7月21日現在)

金融商品取引業者名 (五十音順)		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○

当資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が情報提供を目的として作成したもので、投資勧誘を目的として作成したものではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託の運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等、売却時には信託財産留保額がかかります。